

### 春の全国交通安全運動 4月6日(日)～15日(火)

ゆとりと笑顔 防犯事故  
【運動の重点】

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- チャイルドシートとすべての座席のシートベルトの正しい使用(着用)の徹底
- 自転車の安全利用の推進(自転車安全利用五則の周知徹底)
- 飲酒運転の根絶

●本庁舎協働推進課  
0857-20-3182

### 第53回鳥取市民美術展

例年6月下旬から7月に開催されておりましたが、今年の鳥取市民美術展は、10月12日(日)～19日(日)、鳥取県立博物館で開催されます。詳細は、決まり次第お知らせします。なお、第52回鳥取市民美術展の様子は、本庁公式ホームページでご覧いただけます。

●本庁舎文化芸術推進課  
0857-20-3226

### 募集

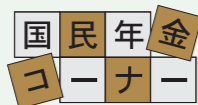
#### 男女共同参画センター機関紙編集委員

●男女共同参画センター事業の紹介や男女共同参画啓発に関する情報などを掲載する機関紙「輝なせ鳥取」の編集・取材・執筆などの作業(年2回発行)

#### 男女共同参画による地域活性化提案型モデル事業の助成

●地域で男女共同参画を推進しようとする団体が、企画、提案する「男女共同参画推進事業」を支援するため、経費の助成  
▽団体：地域で男女共同参画を推進しようとする団体(女性団体、まちづくり協議会など)▽事業：市民などと市が協働して行うことで身近な課題を解決する事業など地域の人材育成に関わる事業で、次の①および②のいずれにも取り組むもの  
①地域における男女共同参画推進リーダーの育成  
②地区公民館との連携を図りながら地

### 国民年金保険料が変わります



#### ■平成26年度は、月額1万5250円です

将来に向けて給付と負担のバランスを図るため、29年度まで毎年段階的に国民年金保険料が引き上げられます。物価や賃金の伸びに応じて調整するしくみとなっていますが、26年度の保険料は前年度の月額1万5040円から210円引き上げられ、1万5250円になります。

なお、4月中に27年3月までの1年分を一括して納める場合は17万9750円となり、毎月納付した場合に比べて3250円の割引になります。※納付書(一括払い用納付書も同封)は、4月上旬に郵送します。

#### ■学生納付特例の手続きはお早めに

国民年金保険料の納付が困難な学生を対象に、保険料の納付を猶予(延期)する学生納付特例制度があります。新たにこの制度の適用を受けようとする人は、下記のものを持参のうえ、市役所駅南庁舎保険年金課(22番窓口)または、各総合支所市民福祉課で申請をしてください。(住所を市外にしている場合は、住所地の市町村役場で手続きしてください。)平成26年4月からは、申請日の2年1カ月前の月分まで申請ができるようになります。

必要なもの  
・年金手帳または年金保険料納付書  
・学生証または在学証明書(申請年度に発行のもの)

#### ■過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます。

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合は、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、申請日の2年1カ月前の月分まで申請ができるようになります。

※所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。(失業などの特例免除の対象期間も拡大されます。)

●鳥取年金事務所 0857-27-8311  
●駅南庁舎保険年金課 0857-20-3484

### 国保の加入・喪失の届け出はお早めに

#### ■国保の加入

会社を退職した時は、任意継続制度を利用する場合と家族の被扶養者になる場合を除き、14日以内に国民健康保険への加入手続きが必要です。保険料は届け出た日からではなく退職月(退職日が月末の場合は翌月)までさかのぼって計算されます。加入の届け出が遅れると、保険料もさかのぼって請求されますので早めに届け出を行いましょ。 (任意継続制度については、退職した会社などへお尋ねください。)

必要なもの  
健康保険が切れた証明書(扶養家族の名前も表示されたもの)、印鑑

#### ■国保料の試算

鳥取市公式ウェブサイト内に「国民健康保険料試算ページ」を開設しました。年間の概算保険料が試算できますので、ぜひご利用ください。

#### ■国保の喪失

就職などで他の健康保険に加入した場合は、ただちに国保の資格喪失届を出さなければなりません。手続きをしないと国保の保険料がかかり続けます。

必要なもの  
国民健康保険証、職場の健康保険証(扶養家族がいる場合はその人の保険証も含む)、印鑑

●駅南庁舎保険年金課 0857-20-3485  
●各総合支所市民福祉課(14ページ)

▽任期：平成26年7月～平成28年3月  
●市内在住、在勤・在学(18歳以上)で、平日開催の編集会議に出席できる人  
●若千名 額報酬：2000円程度  
／1回発行 募5月16日(金)まで  
●danryo@city.tottori.jp

#### 下水道等事業運営審議会委員

●下水道など事業の運営に関する事項についての審議  
▽任期：委嘱の日から2年間  
▽会議の開催：年4回程度  
●市内在住の20歳以上(平成26年1月1日現在)で、平日開催の会議に出席できる人 員3人以上 額報酬：7000円/出席1回 募4月30日(水) 必着で、「鳥取市の下水道について思うこと」を800字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで※書類選考のうえ決定  
●環境下水道部庁舎下水道企画課 (〒680-0902 秋里903)

#### 鳥取市青年団体活動補助金

●地域の男女共同参画の前進を図る活動  
額1年上限10万円(助成対象経費の10分の10)(最大3年、上限30万円)  
●募4月21日(月)～5月30日(金)  
●本庁舎男女共同参画室 0857-20-3166  
●仲間づくりや自己および相互の向上を図り、また住みよい地域づくりのための事業を実施する青年団体への支援  
●募5月12日(月)まで※応募団体が定数に満たない場合は随時受付し、先着順  
●補助対象団体、対象事業など、詳しくは本庁公式ホームページに掲載

●0857-20-33315  
●0857-20-33318  
●ges-plan@city.tottori.jp

生除く) 員20人程度 額報酬：3000円/月(予定) 募5月16日(金)まで、「私が考える魅力あるまちづくり」をテーマに意見・提案などを400字程度にまとめ、住所、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、電話番号を明記のうえ、問い合わせ先まで※応募多数の場合、書類選考をすることがあります  
●本庁舎企画調整課 (〒680-0571 尚徳町1-16)  
●0857-20-3153  
●0857-21-1594  
●kakaku@city.tottori.jp

#### インターネットモニター

●市が依頼するインターネットアンケートへの回答(年10回程度) 対18歳以上の市内居住者で、インターネットが使用できる人 員100人以内  
●活動期間終了時に鳥取市が運営する公式インターネットショップ「とっとり市」のポイントを最大5000円相当進呈 ※活動1回あたり500円×10回  
●募4月20日(日)まで ※本庁公式ホームページの専用フォームにて応募ください。地域・年齢・性別等を考慮のうえ決定。詳しくは「鳥取市インターネットモニター設置要綱」をご覧ください。  
●本庁舎広報室 0857-20-3129

#### 鳥取市若者会議第5期メンバー

●市政の課題や次代のまちづくりについて、若者が自ら考え、行動し、その結果を市政に活かすために意見・提言を行う若者会議の第5期メンバーを募集  
▽任期：平成26年6月～平成28年3月(予定) ※会議は月1回程度  
●平成26年4月1日現在、鳥取市に在住する原則年齢18～30歳の人(高校生、申請書などはダウンロードできます。)  
●第二庁舎生涯学習課 (〒680-0857 上魚町39)  
●0857-20-33633

#### 耐震改修費の助成

●震災に強い安全・安心なまちづくりを目的として、昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅の耐震改修費用の一部を助成 対昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅で、申込時点で耐震診断および耐震設計が完了しており、平成27年3月中旬までに事業が完了するものであること。  
●助成対象となるには最終の増築部分

が昭和56年5月31日以前であることなどの要件があります。事前に建築指導課まで助成の対象となるかを相談ください。

●募集期間内に申込書を建築指導課までご持参ください。申込書は建築指導課窓口へお越しいただくか、本庁公式ホームページにてダウンロードできます。  
●募4月14日(月)～4月25日(金)  
●耐震改修：5件 ※申し込み多数の場合は抽選  
●本庁舎建築指導課 0857-20-3282